特定農林水産物等登録簿

登録番号	始 1	[39号	長怀小座物寺笠跡? 	令和 5 年 7 月 20 日
豆球鱼牙 身		199 /2	全	77年3年7月20日
申請番号	第191号		申請年月日	平成30年10月31日
特定農林水産物等の 区分		第1類 農産物類 未加工飲料作物(コーヒー豆(生のものに限る)) 第5類 農産加工品類 粉末飲料等(コーヒー豆(生のものを除く))		
特定農林水産物等の 名称		ドイチャンコーヒー、ドイチャーンコーヒー、ドイチャングコーヒー、Doi Chaang Coffee、Kafae Doi Chaang、กาแฟดอยช้าง		
特定農林水産物等の 生産地		海抜1000メートルから1700メートルに位置する、タイ王国チェンライ県メースアイ郡ワーウィー地区、ドイチャン村及びバーンマイパタナ村		
特定農林水産物等の 特性		「ドイチャンコーヒー、ドイチャーンコーヒー、ドイチャングコーヒー、Doi Chaang Coffee、Kafae Doi Chaang、 null Made of the Chaang、 (以下、「ドイチャンコーヒー」という)は、アラビカ種のコーヒーであり、他の一般的な産地の同種のコーヒーに比して、カフェイン量が少なく(「ドイチャンコーヒー」は生豆の状態で1.1%未満)、甘い香りのするコーヒーである。		
特定農林水産物生産の方法	7等の	第1類:コーヒー(生豆) (1) 品種 「アラビカ種」のコーヒーを用いる。 (2) 栽培方法 生産地(ドイチャン村及びバーンマイパタナ村)内において 栽培する。栽培にあたっては生産者団体が定期的に開催する セミナー及び指導に基づいて行う。 (3) 収穫 収穫時期について生産者団体の管理者がほ場を巡回し収穫 適期を確認したのち、生産者は収穫を行う。収穫後一定期間 内に生産者団体が指定する集積所に持ち込み、生産者団体の 基準を満たした豆(収穫から24時間を経過した豆、未成熟な 豆、茎のついた豆及び虫食豆を除く)のみを選別する。 (4) 加工 上記(3)で選別された果実のみをドライ発酵と水発酵の二種 の方法を用いて合計48時間程度発酵させ、生豆を生成する。 (5) 出荷規格 欠点豆(割豆、パーチメント(内果皮)が付着した豆、虫食		

豆、黒く乾燥した豆)以外は、出荷できるものとする。

(6) 最終形態

「ドイチャンコーヒー(生のもの)」の最終製品としての形態は「コーヒー生豆」である。

第5類:挽きコーヒー、コーヒー豆(生のものを除く。)

(1) 焙煎

上記(6)を用い、生産者団体の指定する焙煎場にて焙煎加工を行う。

(2) 出荷規格

欠点豆(未完成焙煎豆、未熟豆、発酵が進み黒色に変色した豆)以外は、出荷できるものとする。

(3) 最終形態

「ドイチャンコーヒー(生のものを除く)」の最終製品としての形態は「焙煎コーヒー」である。

特定農林水産物等の 特性がその生産地に 主として帰せられる ものであることの理 由 「ドイチャンコーヒー」の生産地域は海抜 1000 メートルから 1700 メートルの高さに位置する山脈地帯であり、肥沃な土壌と豊かな水源を有する海抜の高い場所に位置するという特性を有している。

コーヒー豆のカフェイン含有量は栽培地の標高と関係深いところ、「ドイチャンコーヒー」の生産地域は、標高の高い地域にあたるため、同地にて生産される「ドイチャンコーヒー」は、生豆のカフェイン含有量が少ないという特徴を有する。生産地内を巡る水源と土壌の特性および生産者団体が定める独自のコーヒー果実の発酵方法が相まって「ドイチャンコーヒー」は柔らかな甘い香りを発揮する。

特定農林水産物等の 特性が確立したもの であることの理由 生産地内におけるコーヒーの生産は、1969年に開始されたタイ前国王ラーマ9世が手掛けた生産地域の山岳民族プロジェクトをきっかけにスタートした。経済作物としてコーヒー栽培は、1983年以降に本格化した。2002年に、より生産量を拡大させて安定した経済活動を行うために、生産者が共同で一貫生産を行う活動が開始された。この活動を行った生産者らが申請人の前身グループである。2008年、生産地内でコーヒー豆の生産から焙煎までの工程を自ら管理する生産者団体(申請人)を設立し販路を拡大したことで、2011年にはドイチャンコーヒーの知名度が高まった。その品質の高さから、一般地域で生産されるコーヒーに比して、ドイチャンコーヒーは、2倍から3倍程度高い価格で取引されている。

規則第5条第2項各

法第13条第1項第4号ロ該当の有無:該当する

商標権者の氏名又は名称: イー・エル・ジー・(タイランド) 号に掲げる事項 ・カンパニー・リミテッド 登録商標:図形+文字 指定商品又は指定役務:第30類:コーヒー 商標登録の登録番号:第4913406号 商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日(当該商標 権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続 期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。) : 商標権の設定の登録の年月日: 平成17年12月9日 商標権の存続期間の更新登録の年月日:平成27年11月10日 商標権の存続期間の満了の年月日:令和7年12月9日 専用使用権者の氏名又は名称:-商標権者等の承諾の年月日:平成30年9月7日 登録生産者団体の名 ウィサーハギットシュムショングルム ドイチャーンコーヒ ーハウス バーン ドーイチャーン ムー3 称及び住所並びに代

787番地

タイ王国チェンライ県メースアイ郡ワーウィー地区三丁目

グループリーダー パナチャイ ピサイルート

備考

表者の氏名